

西淀川区

# 見守り相談室

 (06)4862-6438

あなたの周りに  
“気になる人・心配な人”はいませんか？

例えば…



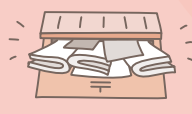
関わりを拒否されて困っている…

ゴミが捨てられずたまっている…

閉じこもりきりの家族がいる…



最近、姿を見かけない…



郵便物や新聞がたまっている…



適切なサービスを受けていない…

…など

地域の「ふれあい喫茶」にて



最近、Aさん見かけないなあ…



地域の活動者

見守りコーディネーターに話してみよう！

地域活動での“気づき”で  
専門機関や福祉サービスにつながった！

地域から「気になる人がいる」って聞いて…

一緒に訪問します！

見守りコーディネーター



見守り相談室

見守り相談室と連携し、  
自宅を訪問

最近、足腰が弱って出かけられなくなって…

なにか福祉サービスを利用できるといいですね

Aさん



見守りコーディネーター



見守り相談室

地域包括支援センターにつなぐ

介護保険制度などさまざまなサービスが利用できますよ！

助かります！

地域包括支援センター



Aさん

福祉サービスが利用できるように！



「見守りコーディネーター（地域福祉活動支援コーディネーター）」とは…

西淀川区では、各地域に1名配置され、地域福祉活動者などと協力し、地域での見守り活動を推進しています。相談があった場合、専門的な機関やサービスにつながるよう橋渡しをします。



社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会



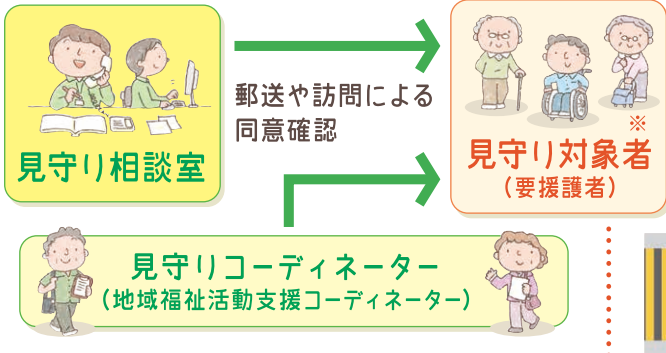
# 「見守り相談室」は、地域と福祉をつなげます！



地域での見守りを必要とする高齢者、障がい者などを対象に  
身近な地域での声かけなどの「見守り活動」を通じた住民同士の“つながりづくり”に取り組みます。

## 要援護者名簿の作成

～見守り対象者の把握と名簿の整備～

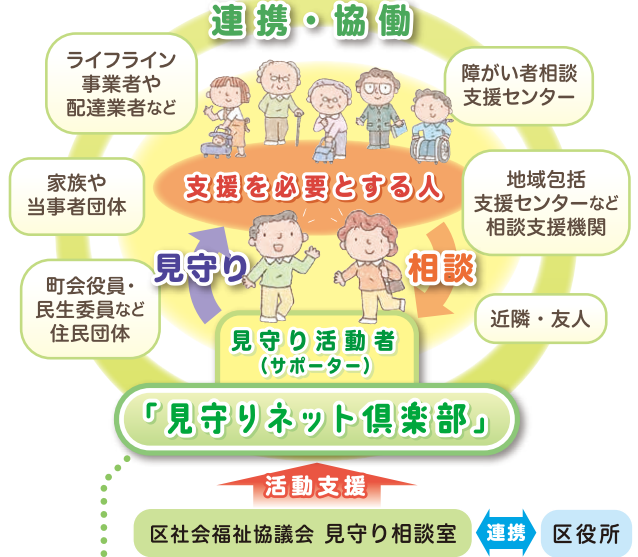


### ※見守り対象者 (要援護者)

- 高齢者(要介護3～5、要介護2以下で認知症高齢者自立度Ⅱ以上)
- 身体障がい者(1・2級) ○知的障がい者(A) ○精神障がい者(1級)
- 視覚障がい・聴覚障がい者(3・4級) ○音声・言語機能障がい者(3級)
- 肢体不自由者(下肢・体幹機能障がい3級) ○難病の人

## 地域での見守り体制づくり

～身近な地域での見守り活動へ～



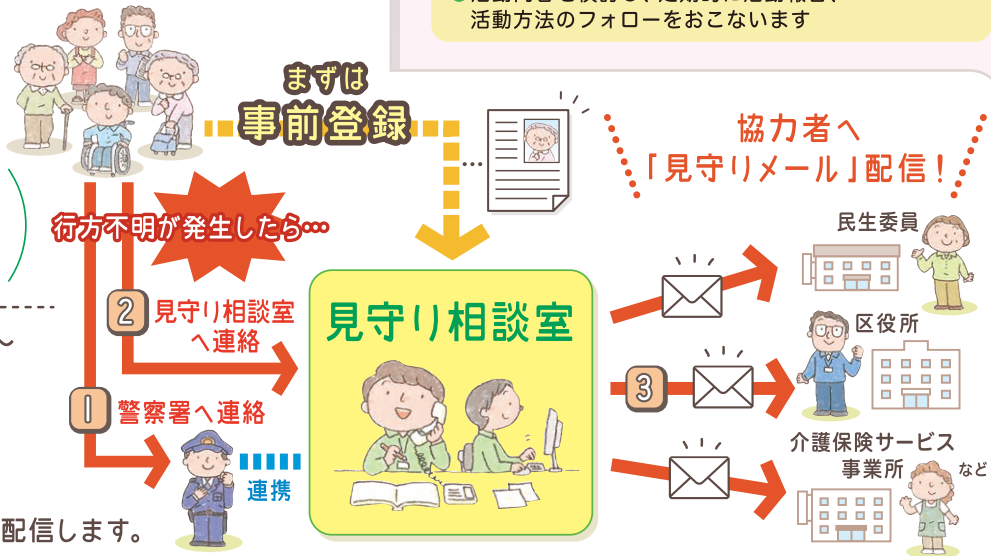
## 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症などにより、  
自宅に帰る道がわからなくなったり、  
道に迷うようになったら、  
『事前登録』をしておきましょう！

事前に登録しておきたい人の  
情報(氏名・住所・連絡先など)と写真を見守り相談室に登録します。  
★登録時に見守りシールをお渡しします。

～「見守りメール」配信までの流れ～

- 1 登録者が行方不明になったら警察署に行方不明届を出します。
- 2 見守り相談室に行方不明になったことを連絡します。
- 3 協力者へ発見協力願いのメールを配信します。



# 西淀川区 見守り相談室



社会福祉法人  
大阪市西淀川区社会福祉協議会

〒555-0013 大阪市西淀川区千舟2-7-7 区在宅サービスセンター ふくふく

(06) 4862-6438

FAX.(06) 6478-2945

午前9時～午後7時

※土曜日は午後5時30分まで  
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み



※この事業は、大阪市の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を西淀川区社会福祉協議会が受託して実施しております。